

トラック・バス・タクシー事業者の方へ 自動車輸送統計調査ご協力のお願い



自動車輸送統計調査とは

自動車輸送統計調査は、自動車による貨物や人の輸送量を明らかにし、我が国の経済政策や交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的として、昭和35年4月より毎月、国土交通省が実施している統計調査です。

トラック・バス・タクシー事業者の皆様におかれましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、本調査へご協力を賜りますようお願い申し上げます。



調査内容の保護について

ご回答いただいた内容については、統計法に基づき保護され、国土交通省が責任を持って管理しますので、秘密が漏れることはありません。また、本統計調査以外の目的に利用することは制限されており、取締や徴税のために使用されることはありません。



調査結果について

自動車輸送統計は、特に重要な統計として、統計法に基づく基幹統計(※)に指定されており、調査結果は、「自動車輸送統計月報・年報」等の報告書にまとめられ、経済政策や交通政策を策定するための基礎資料として活用されます。

なお、各種報告書、記入要領及び調査の詳細等については、国土交通省のホームページ <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/> にてご覧いただけます。

※基幹統計

統計法により、行政機関が作成する特に重要な統計として位置付けられており、他には、国勢統計や国民経済計算等があります。基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)は、特に重要な統計調査であり、正確な統計を作成する必要があることを踏まえ、調査対象に対し報告する義務などの特別の規定が定められています。また、これに違反した場合には50万円以下の罰金の罰則が定められています。



調査方法について

調査方法は業態により異なりますので、それぞれ右に示すページをご覧ください。

トラック事業者の方	→	2ページへ
バス事業者の方	→	3ページへ
タクシー事業者の方	→	4ページへ

お問い合わせ先

国土交通省 総合政策局 交通経済統計調査室

03-5253-8111

内線 28-733



バス事業者の方へ

バス事業者の方には、2種類の調査をお願いします

全数バス調査

調査をお願いする対象

事業の種類（乗合、貸切、特定）及び
事業所（営業所）の所在地を管轄する運輸支局単位

調査をお願いする頻度

全ての事業者の方に毎月調査をお願いします

調査票

管轄区域における全事業所の輸送量の合計を記入いただきます

事業の種類（乗合、貸切、特定）毎に、それぞれ別の調査票に記入いただきます（※）

◆調査期間 1ヶ月間

◆調査項目 保有車両数と輸送量（輸送人員、延実在日車、延実働日車、総走行
キロ、実車キロ、空車キロ、延運行回数、月末実在車両数 等）

※届いている調査票と異なる種類の事業（乗合、貸切、特定）を行っている場合は、別途、調査票
を送付しますので、1ページのお問い合わせ先までご連絡ください

※事業を一部廃止する場合及び事業所の統廃合や名称変更の場合につきましても、1ページのお問
い合わせ先までご連絡ください

標本調査

調査をお願いする対象

自動車（1両）単位

調査をお願いする頻度

全国で毎月約300両の自動車に対し調査をお願いします

【！】県内の車両数などによっては、事業者の方が保有する自動車の何れかに対し、
毎月調査をお願いする場合があります（対象となる自動車は毎月異なります）

調査票

対象とする自動車の輸送量を記入いただきます

◆調査期間 3日間（対象月のうち調査票に記載されている期間）

◆調査項目 調査期間中の走行距離、休車日数

・乗合の場合

運行系統距離、延輸送人員、運行回数、1人平均乗車キロ 等

・貸切又は特定の場合

個々の輸送の乗車地・降車地、走行距離、輸送人員、回数 等

調査票の配布、回収

調査票は、調査をお願いする事業所（標本調査については、対象とする自動車の車検証に記載され
た使用者の方）あてに、調査開始の4～5日前を目途に、国土交通省名入り封筒で送付します。

ご記入いただいた調査票は、調査期間終了後15日以内に、同封の返信用封筒にて国土交通省にご
返送ください。（料金受取人払なので切手は必要ありません）